

## 離婚届を提出される方へ

届書の記載例とあわせて読んでください。

これは、萩市に届出をされる場合を中心に書いております。養子離縁をされる場合や、わかりにくいところは、市民課戸籍・登録係にご相談ください。

### 【1】離婚届に必要なもの

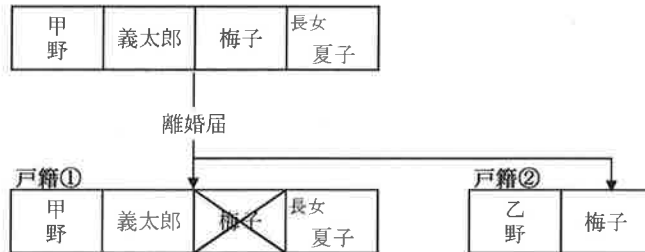
- ①離婚届 1通
- ②本籍地が萩市でないときは、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) 1通
- ③印鑑(届書に押印した印鑑。みとめ印で可。ただし、ゴム印等変形しやすい印は不可。)
- ④官公署が発行した顔写真付身分証明書(運転免許証、パスポート等)  
↳ ない場合は、住所地に本人通知を送付します。
- ⑤裁判離婚のときは次のものがが必要です。  
調停離婚のとき……調停調書の謄本  
和解離婚のとき……和解調書の謄本  
認諾離婚のとき……認諾調書の謄本  
審判離婚のとき……審判書の謄本と確定証明書  
判決離婚のとき……判決書の謄本と確定証書書

### 【2】離婚の後も婚姻中の氏を使いたいとき

離婚届だけでは婚姻前の氏に戻ります。  
婚姻中の氏を使いたいときは、離婚届とは別に「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出が必要です。(別添の記入例を参照)  
この届は、離婚届と一緒に、または離婚届提出後3か月以内であれば届出できます。

### 【3】離婚届を出した場合の戸籍の変動

(例) 夫の氏で婚姻、離婚後妻が新しい戸籍をつくる場合



※戸籍に変動があるのは、梅子だけです。  
※子の夏子を梅子の戸籍に入れたい場合は、さらに【4】の入籍の手続きが必要です。

### 【4】子の入籍手続き

【3】において、子の夏子を梅子の戸籍に入れるときの手続きの手順は以下のとおりになります。

- (1) 家庭裁判所において「子の氏の変更の許可の審判」をうける。  
(家庭裁判所に持っていくもの)  
 梅子が除籍になった戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)1通(【3】の戸籍①)  
 梅子の離婚後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)1通(【3】の戸籍②)  
※入籍する子の住所地を管轄する家庭裁判所に許可の申し立てができます。  
※入籍する子が15歳以上のときは、家庭裁判所の申立には、入籍する本人の署名が必要になります。

詳しくは最寄りの家庭裁判所におたずねください。 TEL:0838-22-0047

- (2) 市役所に入籍届を提出する。  
(市役所に持っていくもの)  
 家庭裁判所の許可書「子の氏の変更の許可の審判書」1通  
 【3】の戸籍①②の本籍が萩市でないときは、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)各1通

(注)入籍届の届出人は  
入籍する人が15歳未満の場合は、親権者である父か母です。  
入籍する人が15歳以上の場合は、入籍する本人です。

### 【5】本人確認にご協力ください

萩市では、第三者による虚偽の戸籍届出を抑止するため、窓口で戸籍届書を提出される方に運転免許証やパスポート等、官公署が発行した顔写真付身分証明書の提示をお願いしています。  
協議による離婚届を提出されるときは、ご協力ください。

### 【6】休日・夜間に離婚届を出す場合

休日・夜間は、宿直で戸籍の届出をすることができます。  
宿直では、戸籍の届書をお預かりするだけで、届書の審査をすることができません。  
戸籍の届書の審査は、翌開庁時に市職員が行い、届書に不備があれば、開庁時間にご来庁いただく場合があります。  
なお、届出の日は、不備があっても、宿直でお預かりした日となります。  
戸籍の担当係で、事前に届書の点検を行うこともできますのでご相談ください。

### 【7】住所の変更について

離婚届では住所の変更はできません。  
後日、開庁時間内に手続きをすることが必要です。

夫の氏を称する婚姻をした夫婦が、協議離婚により妻はもとの戸籍にもどる離婚届の場合

記入例

離婚届		受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日
平成 年 月 日 届出		送付 平成 年 月 日 第 号	長印
長 殿		各票調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附 属	住民票
		通 知	
(1) 氏 名	夫 甲野 義太郎	妻 甲野 梅子	
生 年 月 日	昭和42年 6月 23日	昭和46年 10月 5日	
住 所	東京都千代田区丸の内 3丁目6番地9号	京都府長岡京市開田 1丁目1番地1号	
(2) 本 籍	東京都千代田区平河町1丁目4番地	京都府長岡京市開田 1丁目1番地1号	
父母の氏名	父 甲野 幸雄 母 秋子	父 乙野 忠治 母 春子	
(4) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる	<input type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	京都府京都市上京区小山初音町18番地	京都府京都市上京区小山初音町18番地	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子 甲野 夏子	
(7) 同居の期間	昭和63年 11月 から 平成7年 1月 まで		
(8) 別居する前の住所	東京都千代田区丸の内3丁目6番地9号		
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業者または農業者その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>		
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業	
その他			
届出人署名押印	夫 甲野 義太郎 (印)	妻 甲野 梅子 (印)	
事件簿番号	住定年月日	夫 年 月 日	妻 年 月 日

協議離婚の場合、必ず20歳以上の二人が必要です

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	乙川 孝助 (印) 丙山 竹子 (印)
生 年 月 日	昭和7年 4月 14日 昭和11年 6月 8日
住 所	東京都中野区野方 1丁目34番地1号 東京都世田谷区若林 4丁目31番地18号
本 籍	東京都杉並区清水町 1丁目52番地 東京都世田谷区若林 4丁目31番地

離婚後も婚姻中の氏を使いたい時は、空欄のまま記入せず、離婚届と一緒に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。(別紙【2】を参照)

この届では、子の戸籍は変わりません。子の戸籍を変更するためには、別紙【4】を参照してください。

必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。

署名は必ず本人が自署してください。  
印は各自別々の印を押してください。  
届出人の印を届出の時にお持ちください。

連絡先	
電話( )	番
自宅・勤務先・呼出	方

(注)訂正等の必要が生じた場合は、ご来庁いただく場合もあります。

離婚の際に称して  
いた氏を称する届  
(戸籍法77条の2の届)

平成 年 月 日 届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日				
送付 平成 年 月 日 第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) この の うめ こ 氏 名 甲 野 梅 子 昭和46年10月5日生	
	(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	京都府長岡京市開田1丁目1番1号
(3)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 東京都千代田区平河町1丁目4 番地 番	
		筆頭者 の氏名	甲 野 義太郎
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離婚の際称していた氏)
		甲 野	この の 甲 野
(5)	離婚年月日	平成 年 月 日	
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 京都市北区小山初音町20 番地 番	
		筆頭者 の氏名	甲 野 梅 子
(7)	そ の 他		
(8)	届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	甲 野 梅 子 印	